

## 研究ノート

## 会計制度改革が簿記教育に与えた影響分析 ——勘定理論学習の有効性——

川 崎 定 昭<sup>\*</sup>  
(日本大学経済学部非常勤講師)

### I. はじめに

1990年代後半以降、日本の会計基準は、資本市場の国際化、IFRSのコンバージェンスの進展とともに、投資家本位の会計への改定が行われ、その流れは止まるところを知らない。また、その速度は、過去に経験したことの無いものであり、会計の専門家と言われる者にとっても新会計基準<sup>1)</sup>への対応は容易ではなく、むしろ難しい状況にあるといっても過言ではない。このような状況下において、経験を踏んだ専門家ですら、時間的制約の下で、本質を理解することなく機械的かつ利根的に新会計基準を受入れ、誤って実務に適用しているのではないかとと思われる事象が最近のわが国の訂正有価証券報告書の事例のなかに見ることができる<sup>2)</sup>。

<sup>\*</sup> 公認会計士、税理士。

1) 会計制度改革のスタートといえる「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が1997年公表されて以降に新たに設定された会計基準をいう。主として公正価値による測定を前提とした金融商品会計、退職給付会計、減損会計、企業結合会計等である。

2) 総合ディスクロージャー研究所「RID ディスクロージャーニュース」2012年4月、Vol. 16。それによれば、平成23年3月期から同年9月期までの有価証券報告書に係る訂正有価証券報告書（平成23年12月までにEDINETに提出された分）について、包括利益計算書のその他有価証券評価差額金が当期末貸借対照表のその他有価証券評価差額金の数値を記載しているものなど、会計基準の理解不足だと思われる財務諸表の数値の訂正事例が見られる。次も参照。「RID ディスクロージャーニュース」2013年4月、Vol. 20。

一方、IFRSへのわが国の新会計基準の対応についても、コンバージェンスからカーブアウトあるいはエンドースメントといわれるアプローチに変化している。事実、2011年6月の金融担当大臣によるIFRSの導入延期などを内容とする談話が発表されたが、本年6月には金融庁企業会計審議会から「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」が公表されたように、IFRSに対するわが国の会計基準のあり方は、いまだ明確になっていない、むしろ混迷を深めているといっても誤りではないかもしれない。さらに、米国や欧州では現在、情報開示の見直しの気運が高まりつつある<sup>3)</sup>。

このような状況下において、簿記教育はこれまでどちらかといえば新会計基準の個々の会計問題を簿記上どのように考えるのか、処理するのかという問題に限定されてきたように思われる。新会計基準の啓蒙過程とも言えるステージを経た現在、新会計基準の導入を契機として複式簿記教育そのものを再検討する絶好の機会が到来している。なぜなら、新会計基準をただ受け入れることだけに専念した簿記教育が、本来の複式簿記の機能をよりどころとせず、形式的かつ計算技術的側面のみ教育となっているように思えるからであ

3) 例えば、米国財務会計基準審議会(FASB)は、2012年7月12日に*Discussion Paper, Disclosure Framework*を公表している。詳細については、次を参照。円谷昭一「情報開示の有効性向上への取組み—現在の情報開示は過剰か—」『会計・監査ジャーナル』No. 695, Jun. 2013, 71～77頁。

る。

本稿の目的は、会計制度改革により新たに導入された新会計基準が、簿記教育の現場においてどのような影響を与え、その結果どのような簿記教育上の問題が派生的に生じたかを明らかにすることにより、複式簿記の本質との関連から簿記教育再考の必要性を指摘することにある。また、その問題解決に当たり簿記勘定理論の学習が有効な手段となり得ることを論じてみたい。

以下、本稿は、まず新会計基準がどのような形で教育現場に浸透し、またどのような影響を与えているかを確かめるための分析対象として、代表的な簿記検定試験である「日本商工会議所簿記検定試験」での新会計基準出題の状況・内容を概観ではあるが分析する。つづいて、この分析結果から今後簿記教育において検討すべきと思われる課題をいくつか導いて考察する。さらに複式簿記システムの体系的なとらえ方に関連して、勘定理論にもとづく先行研究をサーベイし、それらが上述した簿記教育に関する問題点を考える上で有効であることを明らかにする。最後に、本稿で明らかにされた課題を簿記教育の現場において実際にどのような形で解決を図るべきかを、簿記検定試験の分析結果と関連させて考察することとする。

## II. 簿記教育への新会計基準の影響分析のための前提の検討

簿記教育、特に大学での簿記教育における検定簿記の利用に関しては賛否両論があるが、資格取得との関連性や段階的学習が可能であり、学習意欲の向上にもつながることから多くの教育者が何らかの形で教育の手段として用いているものと思われる。そこで、もっとも受験者数の多い「日本商工会議所簿記検定試験」をデータソースとして、新会計基準がどのような形で出題されているかを見ることにより、教育現場での指導方法を推定することとする。ここから簿記教育において教えるべき主題が導き出せると考えるからである。

日本商工会議所簿記検定では、簿記検定試験の

出題の基礎となる指針として「商工会議所簿記検定出題区分表」(以下「区分表」という。)が公表されており、昭和34年9月に制定して以来、企業会計を取り巻く環境の変化にタイムリーに対応すべく適宜見直しが行なわれている。

「表1」は、新会計基準について「区分表」の改訂として記載された部分を級別に抜粋、整理したものであり、基本的に新会計基準は上級簿記とされる1級に集中していることがわかる。

分析に当たり、単に簿記検定試験<sup>4)</sup>の出題傾向を示すのではなく、新会計基準に関する出題が複式簿記本来の機能に対しどのような影響を与えているかに着目し分析を行なった。この観点にたつて、上述した検定試験問題を検討すれば、次の3つの特徴が導かれる。いずれの特徴も、複式簿記本来の機能に関する学習の習熟度をテストするという検定試験の趣旨に照らすと、あらためて検討すべき問題であろう。

第1に、量的には、過去に実施された簿記検定試験問題と比較し、新会計基準の導入後は全体的に問題量が増加している<sup>5)</sup>。ただし、期末決算整理事項の増加により期中取引の処理問題は逆に減少傾向にある。以上のことから、新会計基準に係る出題は、期末決算整理事項の部分で主としてなされていることがわかる。

さらに、決算手続での帳簿記録の修正が、記録と記録の照合による記録の正確性の検証によるものではなく、記録と事実の照合による記録の事実関係への修正によるものが多くなっている<sup>6)</sup>。こ

4) 次を参照。日本商工会議所簿記検定1級商業簿記第105回～129回。

5) 例えば、税理士試験簿記論についても同様に問題量は増加傾向にある。

6) 武田隆二『簿記1』(カラー版、第2版) 税務経理協会、1998年、120～123頁。武田の見解を要約するならば、次のとおりである。記録と記録の照合とは、試算表による記録の正確性の検証であり、具体的内容としては、決算予備手続での仕訳帳の合計金額と合計試算表の合計金額との照合等をいう。また、記録と事実との照合とは、資産や負債を実際に調査(棚卸し)することによって、記録の検証を行うことを意味する。

の「記録と記録の照合」から「記録と事実の照合」への重点以降は、期中における記録そのものの意義、位置付けが変化していることをあらわしている。このように検定試験にみられる「記録と記録の照合」から「記録と事実の照合」への重点の移行は、複式簿記の機能という観点からどのように考えるべきであろうか。

第2に、個別項目のなかから、有価証券の問題に着目してみることにする。有価証券の処理に関する簿記上の主な論点は、従来は「売買損益」を計算するために、その前提となる売却原価を評価するための有価証券評価方法（総平均法、移動平均法）の選択にかかわる点にあった。しかし、新会計基準により現在は期末時点での時価評価が主な論点となっている。これに関連して、2級までの段階では、期末時点の時価評価は売買目的有価証券のみとし、簿価と時価との評価差額の処理が当期の損益として計上される部分に限定している。これは、複式簿記の構造という観点から見れば、貸借対照表と損益計算書が当期純利益を媒介として有機的に結びつけられているという認識を強調するためであると思われる。会計理論上、これは、いわゆる利益をめぐるクリーンサープラス問題にかかわっている。

これに対し、1級の段階で学習するその他有価証券の時価評価差額の取扱い（純資産直入処理法）は、貸借対照表と損益計算書との間に「ねじれ（齟齬）」を生じさせている<sup>7)</sup>。すなわち、損益計算書における当期純利益は貸借対照表における株主資本の期中変動（期末株主資本－期首株主資本）とは一致しているものの、その他有価証券の評価差額を純資産に直入することにより、純資産期中変

動額（期末純資産－期首純資産）とは異なることとなる。結果的に、この「ねじれ」が貸借対照表と損益計算書との結びつきを薄め、そのことが、勘定による全体的、体系的な利益計算構造自体を問う問題を減少させる原因の一つとなっていると思われる。また、それが、財務諸表をして単にストック情報を投資家に知らせるためのパッチワーク（patchwork）的な存在と学習者に判断させる可能性がある。

第3に、減損、貸倒引当金（キャッシュ・フロー見積法）、社債等の償却原価法、リース会計、退職給付会計に見られるとおり、資産・負債の割引現在価値計算による測定が求められている点である。これは資産・負債の認識を費用・収益の損益認識の観点（フロー）から求めたものではなく、主として資産・負債それ自体の認識・測定（ストック）を中心としている問題であるため、結果的に学習者に対し個別評価問題の解法のみにも注力させることとなってしまっている。

「表1」新会計基準出題の状況

新会計基準	出題項目	3級	2級	1級
金融商品	売買目的有価証券の評価替（時価法）	○	○	○
	満期保有目的債券（償却原価法、定額法）		○	○
	満期保有目的債券（償却原価法、利息法）			○
	その他有価証券の評価替（時価法）			○
	デリバティブ取引、その他の金融商品取引（ヘッジ会計など）			○
	貸倒引当金（実績法）	○	○	○
	貸倒引当金（財務内容評価法、キャッシュ・フロー見積法）			○
	新株予約権付社債			○
	社債（期末評価、定額法）		○	○

7) 富塚嘉一他『複式簿記』白桃書房、2007年、71頁。それによれば、貸借対照表と損益計算書が非連携でも構わないとのアプローチをとるならば、簿記会計は基本概念の内容とそれらに関連づける等式に基づいて体系化すべきであるとの立場からは、それらの関係性を離れた別の論理による基本構造を構想しなければならないとする。

新会計基準	出題項目	3級	2級	1級
	社債(期末評価, 利息法)			○
棚卸資産	評価替		○	○
退職給付	退職給付引当金, 退職給付債務の計算		※	○
減損	固定資産の減損			○
資産除却債務	資産除去費用の資産計上, 除去債務の調整など			○
研究開発費	研究開発費		○	○
リース	リース取引			○
税効果	税効果会計			○
外貨建	外貨建取引			○
ストック・オプション等	新株予約権, スtock・オプション			○
企業結合	株式交換・株式移転, 事業分離等, 清算			○
自己株式	自己株式・自己株式予約権			○
	その他資本剰余金		※	○
株主資本等	株主資本等変動計算書		※	○
	剰余金の配当, 分配可能額の算定		※	○
	剰余金の処分		※	○
キャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー計算書			○
会計上の変更	会計上の変更および誤謬の訂正			○
包括利益	包括利益, その他の包括利益			○

(注) 1. 特に明示しないかぎり, 同一の項目または範囲については, 級の上昇に応じて程度も高くなるものとする。

2. ※印は, 本来的にはそれが表示されている級よりも上級に属する項目または範囲とするが, 当該下級においても簡易な内容のものを出題する趣旨の項目または範囲であることを示す。

### Ⅲ. 新会計基準導入後における簿記教育上の課題

前節の分析結果からみると勘定による体系的な

利益計算構造に重点を置いた2級までの出題とは異なり, 1級においては, 新会計基準への過度ともいえる対応の結果, 個々の資産・負債それ自体の認識, 測定に重点が移り, 利益計算構造的な問題が減少したものとなっている。このことは, 上級簿記教育の現場についても同じ状態にあるものと推察される。

このような認識のもと, 上級簿記の教育現場においては, 少なくとも以下の3つの検討すべき課題が生じているものと思われる。まずは, 検討すべき課題の指摘のみを行うこととする。

#### 1. 数覚(number sense)の欠落

「数覚」とは, 視覚, 臭覚, 聴覚, 触覚などの感覚と同様に, 自分たちが取り巻く環境, 自分たちが住んでいる世界を理解するための手段であり, 生物進化の歴史で身についた数に関する直感的な感覚である。それは, 決してデジタルではなく, ぼんやりしたアナログ的量の把握である。財務諸表も, その根底には, 数という概念がある以上, この生物学的でアナログ的な「数覚」で一度処理してからでないと論理的・デジタル的な判断を行って得ないはずである<sup>8)</sup>。

Dehaene. S.<sup>9)</sup>は, 1990年代, フランスなどの数学教育カリキュラムにおいて, 「公理」よりも「直感」が重要であることに十分な注意を払っていたならば, 数学教育の歴史上類をみない破滅的状况を避けることができたはずだったと述べている。

では, 個々の資産・負債の公正価値評価問題の増加, 勘定による利益計算構造問題の減少傾向にある日本商工会議所簿記検定試験を機械的に学習

<sup>8)</sup> 津守常弘「現代会計の「メタ理論」的省察」『企業会計』, 2012年, Vol.64, No.8, 17～29頁。

また, 次も参照, Dehaene. S., *The Number Sense, How the Mind Creates Mathematics*, Oxford University Press, Inc., 1997 (長谷川真理子・小林哲生訳『数覚とは何か?』早川書房, 2010年, 401～437頁, 439～443頁)。

<sup>9)</sup> Dehaene. S., *The Number Sense, How the Mind Creates Mathematics*, (pp.231-252), Oxford University Press, Inc., 1997

することは何を意味するのだろうか。おそらく、個々の資産・負債の算術的な評価は行なえても、それが勘定体系との関連において、また財務諸表との関連で、企業を取り巻く環境との関連で、どのようなつながりをもつのかは直感できないであろう。すなわち、分析結果で示したように、帳簿記録と事実との照合による記録の事実関係への修正によるものが多くなっている現状において、学習者は(期中)記録を通して企業実態を直感的に捉えきれないのではないかと懸念である。

## 2. 自律的な積明機能の軽視

簿記における損益の二面把握とは、通説では、ストック比較による損益がフローによる損益によって積明(account for)されていることを意味する。石川<sup>10)</sup>は、さらに拡大解釈し、個々の仕訳から決算に至るまでの簿記一巡の手続がすべて積明の記録システムであると指摘する。また井尻<sup>11)</sup>は、財務諸表の現金預金残高の数字が、現金収支の詳細な記録と証憑の裏付けがなくとも、期末の現金実査と銀行残高確認によって数字が正確に残高を反映するかぎり問題ないとするのではなく、詳細な取引の記録と証憑によって積明されるという暗黙の保証を重要視する必要があるという。

翻って現在の制度会計の現場を見ると、近年のさまざまな会計不正は、このような積明機能が無視ないし軽視された結果、生じたものと思われる。同じく井尻<sup>12)</sup>の見解によれば、現在の会計制度は、会計責任の受益者(accountee)と、いわゆる会計人(accountant, 会計担当者, 監査人, 会計基準設定機関など)のみによる二元関係から成り立っているように見えるという。すなわち、会計責任の履行者(accountor, 経営主体)を情報システムにおける利害関係の当事者としては、とり

扱っていない。そこでは、会計責任の履行者の行動の報告は、受益者にとって無関心な第三者の行動の報告であり、その報告は、(たとえ、主観的な情報でも)偏向していないという前提から出発しているという。つまり、情報をゆがめようとする圧力のあることを予知して、その圧力にたえうるだけの強度のある簿記システムを設定しようとする努力がなされていないと指摘する。

簿記検定試験問題の分析結果で示したその他有価証券の時価評価差額の処理問題において、財務諸表をして、単にストック情報を投資家に知らせるためのパッチワーク的な存在であると学習者に判断させる可能性がある、という筆者の指摘の趣旨はまさしくこれに係わるものである。

時価評価差額を損益に計上しない(純資産直入処理法)の場合、自律的なフローによる積明は、もちろんできない。ストックによる積明のみとなる。また、割引現在価値計算による個別評価問題の解法への注力問題も同様である。簿記システム外で作成された将来キャッシュ・フローおよび割引率による現在価値は、簿記システムの中に組み込まれた積明フィルターを直接通っていない「主観的な」情報といえる。

以上のことは、積明の記録システムとされる複式簿記の信頼感を揺るがせる恐れがあることを意味しないであろうか。

## 3. 能動的な作用への無関心さ

石川<sup>13)</sup>は、言語のもつ「規約性」という観点から、簿記ないし会計のもつ「規約性」を指摘する。すなわち、複式簿記は単なる情報提供システムではなく、認識を規定したり、考え方を強制したりすることが可能なシステムであるとする。例えば、上述した簿記システムの中に組み込まれた積明のフィルターは、簿記システムをとおして組織的・自動的・継続的に実行されるが、それは、積明という行為を簿記システムそれ自体が強要している

とみることができ、ここに、単に反映・写像論と

10) 石川純治『経営情報と簿記システム』(3訂版) 森山書店, 1999年, 82~84頁。

11) 井尻雄二『会計測定理論』東洋経済新報社, 1975年, 序文参照。

12) 井尻雄二, 前掲書, 序文。

13) 石川純治, 前掲書, 82~84頁。

してではなく、簿記の能動的作用をみることができるといふ。

では、有価証券を時価評価すること、資産および負債の割引現在価値を計算することは誰が、何のために、何をさせようとしているのか、これは、主として、投資家のみならずに焦点をあてているといえる。簿記システムと時価評価または割引現在価値計算との関係をどのように説明するのか、そのような問題提起は、ほとんどなされていない。複式簿記は、評価・計算対象である資産、負債それ自体の形式的な記録計算を行うだけのものであると考えてよいのか。

#### IV. 簿記教育における勘定理論学習の有効性に関する先行研究

本節では、前述した上級簿記教育現場において検討すべきと思われる課題の解決に当たり勘定理論がいかに有効であるかを示すために、まずは、簿記教育と勘定理論との有効性を示した先行研究を概観することにより勘定理論そのものの意義を明確化することを試みることにする。

安平<sup>14)</sup>は、簿記教育との関連において勘定理論を次のように説明する。

複式簿記は資産・負債・純資産・収益・費用という5種類の勘定から構成されているが、たとえば、資産・負債・純資産が何であり、収益・費用が何であるか、これらを表示する勘定がどういう関係で結びついているかについての一定の観念、それが勘定理論であるという。さらに、ここで問題とすべきは、その勘定理論が、そしてそれに基づく簿記説明法が、複式簿記機構のもつ真の特徴を正しくとらえうるかどうかという点にあると指摘する。例えば、複式簿記の初歩教育の段階で学ぶ「精算表」では、貸借対照表と損益計算書が当期純利益を媒介として有機的に結びつけられるが、この複式簿記の特徴を説明する理論を必要と

する。精算表作成の技術を説明するだけでなく、このすぐれた記録・計算機構のもつ本質に迫りうるような簿記説明法が工夫されなければならない。また、このような工夫に基づく簿記の教育が独断に陥ることを避けるため、これまで多くの人々に提唱されたさまざまな勘定理論(勘定学説)の検討を欠かすことはできないと強調する。

次に石川<sup>15)</sup>は、現行の仕訳方式(貸借複式記入方式)では、その背後にある計算構造(勘定と勘定の有機的関係の統一的なとらえ方)と複式簿記との関係が表立って見えてこないとした上で、勘定理論を以下のように説明する。

現行の複式簿記の表現方式(貸借複式記入方式)は1つの記録方式にすぎず、他の方式(独立配置方式と展開表形式)による表現方式が存在する。そこで、展開表形式等の別方式が示す仕訳によって、各勘定学説の会計構造をあらすことができ、勘定学説の構造比較が行なえるという。

また、取引仕訳の記帳構造は、すべてはじめに設定された基本等式によって規定されており、この基本等式のなかに「会計性(理論性)」があらわれ、そこに各学説の会計構造が反映されるという。この基本等式に初めから終わりまで律せられながら、秩序だった記録計算構造を担うのが複式簿記にほかならないと強調する。

また太田<sup>16)</sup>は、勘定理論とは、複式簿記における各種勘定の種類、性質、および取引がいかに分類されて、どの勘定の借方または貸方に記入されるかについて理論的な法則を立てることであり、複式簿記の記帳方法に関する説明の手段として考えられたものであるとする。

しかし、一方で、その基盤には複式簿記の本質に関する一つの概念が存在するはずである。たとえばそれについての確かな意識がなくとも、勘定の本質についての理論が先ず考えられ、この結論に基

14) 次を参照。安平昭二『簿記-その教育と学習』中央経済社、1992年、102～104頁。

15) 石川純治『複式簿記のサイエンス』税務経理協会、2013年、259～271頁参照。

16) 太田哲三「勘定学説の研究」『商学研究3』(一橋大学研究年報)、1959年、1～5頁。

づいて勘定記入法が説明の形式を以て表現されたものであると解することができる。この見地から各種の説明方法を分析し、それがもどづく理念に引き直して研究することが、勘定学説の研究の本体をなすものであると主張する。ここでの「概念」または「理念」は、前述した石川のいう「基本等式」、安平の「一定の観念」を意味するものと思われる。

以上の先行研究を総括すれば、勘定理論とは、一般的には、複式簿記の計算機構についての理論的な法則をたてるのが研究の内容とされているが、しかし、その一方で、それは、複式簿記の本質に関する検討であり、さらにこれを利用する企業そのものの概念決定にまで及ぶものであるといえる<sup>17)</sup>。

## V. 簿記教育における勘定理論学習の再考

以下において、先の簿記教育上の課題の解決にあたり勘定理論の学習が有効な手段であることを検証するとともに、簿記教育現場において実際どのような形で解決を図るべきかを考察することとする。

### 1. 数覚の欠落への対応

数に関する直感的感覚である「数覚」が、アナログ的量の把握であることを考えれば、決算手続での記録と事実の照合による帳簿記録の修正の増加は、連続性の表象（イメージ）を消し去ってしまう可能性があるかもしれない。また、笠井<sup>18)</sup>がいうように、期中の取引処理から貸借対照表・損益計算書の作成に至る会計プロセス全体を首尾一貫した論理によって合理的に説明するのが複式簿記の論理であるなら、期末の処理との整合性に欠けている現状は、会計理論上も問題であるかもしれない。

しかしながら、現実の企業実態をアナログ的な感覚にて把握するという観点からは、連続性を複式簿記だけに頼らず、他に新たな心的モデルを作り上げ、直感的に理解できるような形に体系化することも考えられる<sup>19)</sup>。

すなわち、現実の企業会計における複式簿記の位置づけ、役割りを考え直す必要があるのではないであろうか。このための手段として、先行研究が示すように、実社会の中で企業が行なった複式簿記による記録の本質並びに方法に関する解釈の研究である勘定理論は欠かせないであろう。

私たちは、算術を学ぶにあたって、本来備わった数覚を超える場合、あらゆる方法を使って対応してきた。小学校での算数の授業で指を使って数をかぞえ、掛け算の九九は声を出して言葉で覚えた。このように、教育者は、単に試験問題の解法技術を教えるのではなく、まずは学習者が持っている感覚を基にして、学習者の直感を徐々に豊かにさせることにより現実の企業実態を理解できるようにしてやる必要があるのではないであろうか。

### 2. 自律的な釈明機能の軽視への対応

笠井<sup>20)</sup>は、会計責任を履行し得るためには記録機構が不可欠であると主張する。すなわち、損益計算において算出される利益額にしても、単に統計的に推計された数値、あるいは期末の一斉の実地棚卸によって決定された数値であってはならないという。利益額が算出されるに至った経緯を審らかにしておき、後にそれを第三者が検証することも可能であるように、記録されなければならないと主張する。また、複式簿記機構での勘定を辿ることによって、企業の経済活動の把握から利益

17) 太田哲三、前掲稿、3～4頁。

18) 笠井昭次『現代会計論』慶応義塾大学出版会、2005年、はじめにvii～viii参照。

19) 例えば、岩田巖は『利潤計算原理（22版）』同文館出版、2002年、22～23頁において、会計が計算と事実を照合することによって、原因結果の対照の完全性を保証せんとするに対して、簿記は計算と計算の照合によって、記録計算の正確性を確保しようとするものであるとし、両者を少なくとも観念的には区別すべきであって混同してはならないと主張している。上記の「計算」は、本稿での「記録」と同じ。

20) 笠井昭次、前掲書、22～23頁。

額等の算出にいたるまでのすべてのプロセスが遂行されなければならないと強調する。

確かに、複式簿記機構は会計責任を履行し得る記録機構であることは、笠井の主張するとおりである。また、前述した簿記教育の課題での石川、井尻の見解も同様である。しかし、現代の企業会計の実務をみる限り、会計責任の遂行を勘定による複式簿記機構のみですべてを理解、解釈するには無理があるように思われる。たとえば、わが国の上場会社が行う内部統制評価制度、公認会計士による監査なども考慮に入れた広範な釈明機構としてみる必要があるのではないのか。また、将来キャッシュ・フローや割引率などの判断・見積り数値の信頼性、検証可能性の根拠を複式簿記機構以外のものに求める必要があるかもしれない。

そうであれば、簿記学習上は、企業会計全体との関連において複式簿記の自律的な釈明機能の位置づけ、役割りを考え見直す必要があるように思われる。このためにも勘定理論の学習は欠かせない。

### 3. 能動的作用への無関心さへの対応

今日の情報開示志向の会計のもとでは、記録とか計算の仕組みよりも、投資家の投資判断に有用な情報が重視されているのが現状である。そこでは、会計の実践において、複式簿記は受動的な存在となってしまっているところがある。これは、「検定簿記」、「受験簿記」による教育の弊害ともいえるが、根本的には、今の時代の会計の本質に対応した複式簿記の記録の本質並びに方法に関する積極的な議論がなされていないことによると思われる。

例えば、企業の経済活動に対し勘定を割当てるとき、ある一定の勘定の分類方法に従い処理されなければならない。すなわち、一定の観念(基本等式)に基づいて統一的、意図的に処理されるはずである。複式簿記システムの独自性、能動性は、この観念により統一され、運用された結果、生じるものであるといえる。しかし、今日の現実の会計は、必ずしもこのような考えになっていない。

ある意味、無統一な勘定分類がなされているのが現状である。なぜならば、勘定分類(基本等式)は、技術的側面の強い複式簿記システムとは強固かつ普遍的な関係を示すものであるが、投資家本位の流動的な現代の会計とは関連性が低いと思われているからである。はなから議論の対象としていないのである。

複式簿記の能動性を得るためには、また、複式簿記の自律のためにも、今の時代の会計の本質に対応した複式簿記の記録の役割、本質に関する積極的な議論が必要である。そのためにも、勘定理論の学習は不可欠といえる。

## VI. おわりに

1990年代後半に始まった会計ビッグバンは、前述したように検定簿記及び簿記教育の現場においてさまざまな影響を与えた。日本商工会議所簿記検定は、新会計基準の適用に際し、会計人の迅速な対応と教育を促した側面は大いに評価に値するであろう。しかしながら、個々の資産・負債の公正価値評価が強調された結果、勘定による計算構造的な問題が減少したといえよう。また、商業簿記を独立した科目と扱ってはいるものの会計学との区分を曖昧なものとした。さらに、公認会計士試験では、従来は二次試験で会計4科目の一つとして独立して扱われていたものが、平成15年6月に行われた公認会計士試験制度の改正において、簿記を「財務会計論(旧制度の簿記、財務諸表論)」のなかに埋没させてしまった。

このことから、IFRSの教育を含め、今後の簿記教育は「財務会計」教育の一環として行われるものと推測される。すなわち、投資家向けの情報開示志向のもとで、財務会計の基礎教育としての位置付けの下に指導が行われるであろう。

しかし、前述した検討すべき三つの簿記教育の課題が、投資家本位の現代の会計の本質を明確に理解しないまま、また無造作に企業の複式簿記の計算体系に新会計基準を落とし込んだ結果生じた



齟齬であるとするれば、矛盾を含んだまま簿記教育は進むことになるであろう。なぜならば、複式簿記の記録が今の時代の経済観念を反映した勘定理論を土台としていないからである。また、ひいては、そのことが複式簿記の存在そのものの自己否定にもつながる恐れがあるといえる。

複式簿記を単なる記録計算システムとしないために、企業が行なった複式簿記による記録の本質並びに方法の妥当性を考究する勘定理論の学習は、簿記教育の現場において必要不可欠なものと思われる。